

社労業務の  
係より

「3か月間応援  
で来て貰った  
職人からFAXが

きて”残業代と休日出勤手当を払  
って欲しい。労基署にも相談済み  
だ…”と言う。正確な残業時間の  
記録も無いし日  
曜出勤の時は代  
休を与えていた。

支払う義務は…?」との電話がS  
社からあったのは4/7の事です。  
それから半月経った先日、社長  
と担当者が来所されました。「残  
業は25%増し、休日労働  
は35%増しで払え！」と

「経営状況分析申請は  
従来2週間程で結果通知  
が出ていたが、今後は4週間は掛  
かる。各県にあった支部が東京と  
大阪の2つに統合され、職員も少  
なくなっただけで理解して欲しい」  
という連絡が大  
阪の情報管理セ  
ンターから入っ  
てきました。公共工事の入札参加  
資格のレポート=経審を受けるに  
は、この分析申請の結果通知書を  
添付する事が条件ですが、経審の  
手続きにも最終期限があり、また  
経審の有効性にも決算日から1年

増加する「就規」を作ら  
労働紛争 就規 トラブル防止を!

いう法律は分かったが、今後のト  
ラブル防止のため、就業規則や賃金  
規程を整備したい。頼めるだろ  
うか?」との相談です。最近、労基署  
に持ち込まれる解雇や労働条件  
をめぐる訴えが増加し、事業主が

その対応に追わ  
れるという状況  
が生まれていま

す。雇入通知書の交付や解雇理由  
の就業規則への明示などトラブルを  
事前に避ける手だてが大切にな  
っています。法令は毎年のように  
変わっていきますので  
十分な注意が必要です。



7か月という期間があり  
ます。つまり早めに決算  
を済ませて分析申請をしないと  
資格そのものがダメになる可能  
性が高くなったという事です。特  
に8月9月決算の法人は要注意。

分析申請に「8・9月の決算期」  
2倍かかる!! 決算期の変更を!

出来れば6月以  
前の決算期に変  
更される事をお

勧めします。速報です。来年度の  
県の格付け基準に①ISO・9000Sと  
14000Sの取得②障害者の雇用、18  
年度には舗装施  
工管理技士が  
反映されます。

許可認可の  
係より

公共工事の入札参加資格に関する経審数値試算と格付け予測は、当事務所・経審担当へ。